

## 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免 及び傷病手当金の申請状況について

### 1 国民健康保険税の減免

#### ○ 申請状況（令和2年12月31日現在）

	件数	減免額
減免	158件	30,148,500円
却下	25件	
審査中	0件	
計	183件	

#### ○ 減免の対象となる世帯

- ① 新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯もしくは廃業または失業した世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が一定以上減少する見込みの世帯のうち、次の(1)～(3)の全ての要件を満たす世帯
  - (1) 世帯の主たる生計維持者の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかの収入が、収入の種類ごとに見た場合に、前年と比較して30%以上減少していること
  - (2) 世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
  - (3) 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

#### ○ 減免の対象となる保険税

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金の給付日）が設定されている国民健康保険税

※ 収入が減少したと思われる月の分からが減免の対象となります。

対象になる税額については、提出された資料に基づき、判断します。

#### ○ 減免の割合

- ・ 対象となる世帯の①に該当する場合 … 全額免除  
廃業または失業の場合、離職日から直近の納期分から減免
- ・ 対象となる世帯の②に該当する場合 … 以下のとおり減免される額を算定  
対象保険税額（【A】×【B】／【C】）× 減免の割合（【D】）＝減免される額
  - 【A】 世帯の年間保険税額
  - 【B】 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る前年の所得額
  - 【C】 世帯の主たる生計維持者および当該世帯の属する全ての被保険者の前年所得額
  - 【D】 減免の割合

	前年所得	割合【D】
世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得額	300万円以下	10/10
	400万円以下	8/10
	550万円以下	6/10
	750万円以下	4/10
	1,000万円以下	2/10

## 2 傷病手当金

### ○ 申請状況（令和2年12月31日現在）

	件数	支給額
支給決定	2件	195,600円
却下	0件	
審査中	0件	
計	2件	

### ○ 支給の対象となる方

- ・ 次の(1)~(4)の全ての要件を満たす方

- (1) 入間市国民健康保険に加入していること
- (2) 勤務先から給与等の支払いを受けていること
- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染し（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む）その療養のために勤務することができず、給与または給与の一部の支払いを受けることができないこと
- (4) 勤務することができなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務できない期間のうち就労を予定していた日があること

### ○ 支給の対象となる日数

勤務できなくなった日から起算して4日目以降、勤務ができない日数となります。

### ○ 支給額の計算

1日当たりの支給額<sub>※1</sub> × 支給対象となる日数 が傷病手当金の支給総額となります。

※1 直近の継続した3か月の給与収入の合計額 ÷ 直近の継続した3か月の就労日数 × 2/3

### ○ 対象期間

令和2年1月1日から令和3年3月31日までで、新型コロナウイルス感染症または感染が疑われ勤務ができなかった期間。

ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月までとなります。